

平成28年9月

伊那市議会定例会議案書

平成28年9月5日

平成28年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について……………	1
議案第2号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	3
議案第3号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………	4
議案第4号	伊那市公民館条例等の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	平成27年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	10
議案第6号	平成27年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	11
議案第7号	平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について……………	12
議案第8号	平成27年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	13
議案第9号	平成27年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	14
議案第10号	平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	15
議案第11号	平成27年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	16
議案第12号	平成27年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について……………	17
議案第13号	平成27年度伊那市下水道事業会計資本剰余金の処分及び資本金の額の減少並びに決算認定について……………	18
議案第14号	平成27年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	19
議案第15号	平成28年度伊那市一般会計第2回補正予算について……………	20
議案第16号	平成28年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算について……………	21
議案第17号	平成28年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	22
議案第18号	平成28年度伊那市営駐車場事業特別会計第1回補正予算について……………	23

上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約（平成 11 年長野県指令 11 地第 348 号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

ごみ処理広域化に伴い、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約を変更するため、提案するものであります。

別紙

上伊那広域連合規約の一部を変更する規約

上伊那広域連合規約（平成11年長野県指令11地第348号）の一部を次のように変更する。

第4条第10号及び第5条第10号中「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（ごみ処理広域化に伴う経過措置）

- 8 広域連合は、平成29年3月31日をもって解散する伊北環境行政組合の事務及び財産を承継する。
- 9 伊北環境行政組合の解散に伴い、同組合の組合長が調製した決算については、広域連合の監査委員が審査を行い、これを広域連合の議会の認定に付する。

別表の9中「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加える。

別表の備考4中「事業系一般廃棄物を除く各市町村ごみ量」を「各市町村のごみ量（事業系ごみ及び資源物を除く。）」に改める。

附 則

この規約は、許可の日から施行する。ただし、第4条、第5条及び別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 5 号及び第 6 号中「第 2 条の 4 第 5 項」を「第 2 条の 4 第 8 項」に改め、同項第 7 号中「第 2 条の 4 第 4 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 256 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 28 条」を「第 27 条」に、「第 29 条」を「第 28 条」に改める。

第 4 条第 1 項の表中

「

鳩吹クリーンセンター	伊那市横山 7 2 2 7 番地 1 4 1 2
伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山 7 2 2 7 番地 1 4 1 5

」を

「

伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山 7 2 2 7 番地 1 4 1 5
---------------	--------------------------

」に

改め、同条第 2 項の表中

「

八丁銀座公衆便所	伊那市山寺 1 8 8 8 番地 1 1
錦町新地公衆便所	伊那市荒井 3 4 4 6 番地 1 4

」を

「

錦町新地公衆便所	伊那市荒井 3 4 4 6 番地 1 4
----------	----------------------

」に

改める。

第 16 条中「とる」を「執る」に改める。

第 25 条第 1 項中「市が行う」を「処理計画に基づき市が行う」に改める。

第 27 条を削る。

第 28 条中「又は前条の手数料」を削り、同条を第 27 条とする。

第 6 章中第 29 条を第 28 条とする。

別表第1を次のように改める。

種別	手数料	
可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円
		市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円
		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円
	事業活動	1袋につき 180円
粗大ごみ	一般家庭	200cmまで 400円
		200cmを超え350cmまで 800円
		350cmを超え500cmまで 1,200円

備考

- 1 粗大ごみの手数料の欄に掲げる長さは、粗大ごみの長さ、幅及び高さの最大計測値の合計数値とする。
- 2 粗大ごみの1辺の長さが200cmを超えるもの又は長さ、幅及び高さの最大計測値の合計が500cmを超えるものは、収集の対象外とする。
- 3 粗大ごみの手数料には、一般廃棄物収集運搬業者による戸別収集方式の場合の収集運搬費用は含まれない。

第2条 伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円	
		市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円	
		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円	
	事業活動	1袋につき 180円	

」を

「

可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき	燃やせるごみ指定ごみ袋大	50円
			燃やせるごみ指定ごみ袋中	40円
			燃やせるごみ	30円

		指定ごみ袋小		
		燃やせないごみ指定ごみ袋	400円	
	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき	燃やせるごみ指定ごみ袋大	200円	
		燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円	
		燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円	
		燃やせないごみ指定ごみ袋	190円	
	本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき	燃やせるごみ指定ごみ袋大	200円	
		燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円	
		燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円	
		燃やせないごみ指定ごみ袋	190円	
	事業活動	1袋につき	燃やせるごみ指定ごみ袋大	200円
			燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円
			燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条（第4条第2項の表の改正規定に限る。）の規定 平成28年10月1日

(2) 第1条（第4条第2項の表の改正規定を除く。）の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条の規定 平成29年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下

「新条例」という。)の規定は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)以後に徴収する一般廃棄物の処理手数料について適用し、施行日前に徴収した一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

3 新条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第2項第6号に規定する市長が指定するごみ袋(以下「旧指定ごみ袋」という。)であって、新条例別表第1に規定する燃やせるごみ指定ごみ袋大又は燃やせないごみ指定ごみ袋に相当するものについては、当分の間、新条例別表第1に定める手数料を納付したことを証するシールを貼付した場合に限り、これを新条例第2条第2項第6号に規定する市長が指定するごみ袋とみなして、使用することができる。

4 新条例の施行の際現に存する旧指定ごみ袋であって、新条例別表第1に規定する燃やせるごみ指定ごみ袋大及び燃やせないごみ指定ごみ袋に相当するものを除くものについては、当分の間、これを新条例第2条第2項第6号に規定する市長が指定するごみ袋とみなして、使用することができる。

(準備行為)

5 新条例別表第1の規定による手数料は、施行日前においても徴収することができる。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

八丁銀座公衆便所及び鳩吹クリーンセンターの廃止に伴い、所要の改正を行うとともに、一般廃棄物処理手数料に係る規定等の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市公民館条例等の一部を改正する条例

(伊那市公民館条例の一部改正)

第 1 条 伊那市公民館条例（平成 18 年伊那市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

手良公民館	伊那市手良野口 260 番地 1
-------	------------------

」を

「

手良公民館	伊那市手良沢岡 862 番地 1
-------	------------------

」に

改める。

別表第 3 の 1 施設使用料の(4) 手良公民館を次のように改める。

(4) 手良公民館

		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時 30 分まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
講堂	平日	4,700円	6,500円	8,800円	10,300円	14,900円	19,200円
	土日祝日	5,400円	7,400円	10,100円	11,800円	16,900円	21,900円
第 1 会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第 2 会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
研修室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
講座室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
実習室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
プレイルーム		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円

(伊那市役所支所設置条例の一部改正)

第 2 条 伊那市役所支所設置条例（平成 18 年伊那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

伊那市役所手良支所	伊那市手良野口260番地1	手良中坪、手良野口、手良沢岡の区域
-----------	---------------	-------------------

」を

「

伊那市役所手良支所	伊那市手良沢岡862番地1	手良中坪、手良野口、手良沢岡の区域
-----------	---------------	-------------------

」に

改める。

(伊那市地域自治区条例の一部改正)

第3条 伊那市地域自治区条例(平成18年伊那市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

手良地域自治区事務所	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域
------------	---------------	------------

」を

「

手良地域自治区事務所	伊那市手良沢岡862番地1	手良地域自治区の区域
------------	---------------	------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成28年12月19日から施行する。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

手良公民館及び手良支所の移転に伴い、位置及び公民館施設使用料の規定等の改正を行うため、提案するものであります。

平成 2 7 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成27年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 27 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成27年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成27年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月5日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 7 年度伊那市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 8 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、平成
27 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 145,717,072 円のうち
48,094,150 円を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める
とともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度伊那市水道事業会計決算
を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白鳥 孝

平成 27 年度伊那市下水道事業会計資本剰余金の処分及び資本金の額の減少並びに決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項及び第 4 項の規定により、平成 27 年度伊那市下水道事業会計資本剰余金 1,100,734,450 円のうち 15,717,830 円を処分し、及び資本金 1,872,823,481 円のうち 100,000,000 円を減少し、それぞれ欠損金に充てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市一般会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出す
る。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度伊那市営駐車場事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 5 日提出

伊那市長 白 鳥 孝